

# 那須烏山市建設工事等電子入札実施規程

令和3年7月21日  
那須烏山市規程第11号

(趣旨)

**第1条** この規程は、那須烏山市契約規則（平成24年5月那須烏山市規則第33号。以下「契約規則」という。）及び那須烏山市建設工事執行規則（平成17年10月那須烏山市規則第35号。以下「執行規則」という。）に定めるもののほか、市が執行する建設工事の請負及び建設工事関連業務の委託を電子入札システムを使用して行う競争入札（以下「電子入札」という。）の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 電子入札に参加しようとする者の利用者登録から入札参加申請、入札書の提出及び受理並びに落札者の決定までの一連の事務を電子計算機（以下「コンピュータ」という。）及びインターネットを利用して行う電子情報処理組織（コンピュータを利用して行う業務処理の体系をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 入札執行者 那須烏山市入札事務取扱規程（平成17年10月那須烏山市規程第20号）第2条第1項に規定する一般競争入札又は指名競争入札の執行者である副市長（副市長に事故があるとき、又は副市長が欠けたときは、その職務を代理する総務課長）をいう。
- (3) 紙入札 書面により入札書を提出する入札をいう。
- (4) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。
- (5) 開札予定日時 入札公告に示した開札日時及び指名通知に示した開札予定日時をいう。
- (6) 開札日時 開札予定日時に基づき、電子入札システムにおいて実際に入札書を開札した日時をいう。
- (7) 電子くじ 入札参加者が任意に入力した数値と処理時刻を用いた演算式により、コンピュータで落札者を決定する仕組みをいう。
- (8) 入札情報システム インターネットを利用して入札情報を公開する電子情報処理組織をいう。

(対象となる入札)

**第3条** 電子入札の対象となる入札は、次に掲げるものとする。ただし、緊急を要するとき、その他電子入札の手續によることが特に困難であると入札執行者が認めるときは、紙入札その他の適切な方法により入札を行うものとする。

- (1) 全ての建設工事に係る競争入札
- (2) 全ての建設工事関連業務委託に係る競争入札

(電子署名及び利用者登録)

**第4条** 電子入札に参加する者が電子入札システムにより入札書の提出をするときは、あらかじめ利用者登録をしたICカードにより電子署名を付して行わなければならないものとする。

2 市長は、電子入札に参加しようとする者からICカードの利用者登録の申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、これを承認し、必要な事項を電子入札システムに登録し、利用者登録を行うものとする。

(一般競争入札の周知等)

**第5条** 入札執行者は、電子入札により一般競争入札を行うときは、入札公告にその旨を明示し、競争参加資格確認のための書類を電子入札システムにより電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作成された記録をいう。以下同じ。）で提出させるものとする。ただし、電磁的記録のデータ容量が著しく大きいことその他電子入札システムによる提出が適当でないとき認められるときは、書面による提出を認めるものとする。

2 入札執行者は、前項の規定により競争参加資格確認のための書類の提出を受けた場合において、一般競争入札に参加を希望した者の競争参加資格を確認したときは、電子入札システムにより競争参加資格確認の通知をするものとする。

(指名競争入札の周知等)

**第6条** 入札執行者は、電子入札により指名競争入札を行うときは、電子入札システムにより入札の通知を発出し、入札条件書その他の必要な書類を閲覧（貸与）用設計図書に編てつし明示するものとする。

(予定価格等の登録)

**第7条** 入札執行者は、開札時に予定価格を電子入札システムに登録するものとする。ただし、あらかじめ予定価格を明らかにして入札を行うときは、電子入札の周知を行う際に当該予定価格を電子入札システムに登録するものとする。

2 入札執行者は、次に掲げる金額のいずれかを設定したときは、開札時に電子入札システムに登録するものとする。

- (1) 低入札調査基準価格
- (2) 最低制限価格

(入札書の提出)

**第8条** 入札執行者は、入札書の提出期限をあらかじめ定めた上、入札参加者に電子入札システムにより入札書を提出させるものとする。

2 前項の入札書は、入札価格他所定の情報が電子入札システムに記録されたときに到達したものとみなす。

3 入札執行者は、既に到達した入札書の引換え、変更又は取消しを認めないものとする。

(紙入札)

**第9条** 入札執行者が第3条ただし書の規定により紙入札を行うときは、当該紙入札に参加する者（以下「紙入札者」という。）に、あらかじめ提出期限及び場所を指定し、書面により入札書を提出させるものとする。

2 入札執行者は、既に提出された入札書の書換え、引換え又は撤回を認めないものとする。

（工事費内訳書等の取扱い）

**第10条** 入札執行者は、工事費内訳書又は委託費内訳書（以下「工事費内訳書等」という。）を、電子入札にあつては、電子入札システムによる入札書の提出とともに電磁的記録により提出させるものとし、紙入札にあつては、入札書の提出期限までに指定した場所に持参させるものとする。ただし、特定調達契約の入札にあつては、郵送による提出を認めるものとする。

2 工事費内訳書等の確認は、原則として入札執行後に行うものとする。

（入札の辞退）

**第11条** 入札執行者は、入札参加者が当該入札を辞退するときは、電子入札システムにより辞退届を提出させるものとする。ただし、やむを得ないと認められるときは、書面により提出させることができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、定められた提出期限までに入札書の到達が確認できなかったときは、入札参加者が当該入札を辞退したものとみなすものとする。

（開札）

**第12条** 入札執行者は、あらかじめ定めた場所において開札を行うものとする。

2 入札執行者は、紙入札者がいるときは、はじめに紙入札者の入札書を開札して入札書記載金額を電子入札システムに登録した上で、電子入札の開札を行うものとする。

3 入札執行者は、開札予定日時に達したときは、遅滞なく開札を行うものとする。ただし、電子入札システムの障害、停電、通信事業者に起因する通信障害、談合情報その他やむを得ない事情により開札予定日時に開札することが困難であると入札執行者が判断したときは、開札を遅らせることができるものとする。ただし、開札日時は、開札予定日時から起算して14日を過ぎることはできない。

4 入札執行者は、最低制限価格を下回る入札のあった場合等において、必要と認める事項を、電子入札システムにより入札参加者へ通知するものとする。

5 入札執行者は、電子入札システムにより執行した入札において、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせることなく開札できるものとする。ただし、電子入札システムにより入札した者が開札時の立会いを求めたときは、これを認めなければならない。

（入札の無効）

**第13条** 契約規則第21条及び執行規則第8条の規定によるもののほか、入札が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札を無効とする。

(1) ICカードの不正使用等をした者が入札を行ったとき。

- (2) 同一入札者が電子入札及び紙入札の両方の方法により入札を行ったとき。ただし、入札執行者がこれを承諾したときは、この限りでない。
- (3) 入札書に不正な手段により改ざんされた事項が認められたとき。
- (4) 開札日時において既に有効期限が満了した I C カードを使用して入札を行ったとき。

(落札者の決定)

**第14条** 入札執行者は、落札者を決定したときは、電子入札システムにより落札者の決定の登録を行い、電子入札システムにより速やかに落札者の決定の通知をするものとする。ただし、紙入札者にあつては、書面又は口頭により通知をするものとする。

(落札者の決定の保留)

**第15条** 入札執行者は、次に掲げるときは、落札者の決定を保留し、別に定めるところにより審査等を行うものとする。

- (1) 一般競争入札において、開札後に競争参加資格の審査を行うとき。
  - (2) 総合評価落札方式で行う入札において、開札後に総合評価点の算出を行うとき。
  - (3) 低入札調査基準価格を下回る入札が行われたとき。
  - (4) その他必要と認められるとき。
- 2 入札執行者は、前項の規定により落札者の決定を保留するときは、原則として次に掲げる事項を電子入札システムにより入札参加者に通知するものとする。ただし、談合情報に基づき落札者の決定を保留するときは、第1号及び第2号に規定する事項は通知しないものとする。この場合において、紙入札者にあつては、口頭により通知をするものとする。
- (1) 最低価格入札者名
  - (2) 最低価格入札者の入札書記載金額
  - (3) 落札者の決定を保留した理由等

(電子くじの実施)

**第16条** 入札執行者は、総合評価落札方式を適用した入札を除き、落札者となるべき者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

(入札の取止め)

**第17条** 入札執行者は、入札の執行を取り止めるときは、電子入札システムにより入札参加者に通知するものとする。ただし、電子入札システムにより難しいときは、別に定める方法によることができるものとする。

(障害時の対応)

**第18条** 入札執行者は、電子入札システムの障害、停電又は通信事業者に起因する通信障害その他やむを得ない事情により、複数の入札参加者において電子入札システムによる入札を行うことが困難であると判断したときは、その原因及び復旧に要する時間等を調査の上、受付締切時間及び開札予定日時を変更し、若しくは延長し、又は紙入札への変更その他必要な措置を講じるものとする。

(入札情報の公表)

**第19条** 入札執行者は、入札情報システムにおいて、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 建設工事の発注見通しに関する事項
- (2) 入札公告、入札予定及び入札結果に関する事項
- (3) 一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者の名簿に関する事項
- (4) 指名停止を受けた者に関する事項

(その他)

**第20条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から適用する。